

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前				
一 四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局 イ 屋外(海城を除く。)を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。 ロ 屋内(海城を除く。)を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 〔(1)・(2) 略〕 ハ 海城を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海城とする。 二 四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局 イ 屋外(海城を除く。)を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 〔(1)・(2) 略〕 ロ 屋内(海城を除く。)を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四十八デシベルを超える場合には、全国とする。 ハ 海城を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 〔1〕 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で二五デシベル以下の場合、領海の外側の海城、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海城及び別表第四に定める線から十二海里以内の海城 〔2〕 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で二五デシベルを超え、四八デシベル以下の場合、領海の外側の海城、別表第五に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海城及び別表第六に定める線から十二海里以内の海城 〔3〕 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合、全海城 三 二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局の送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海城とする。 〔別表第一・別表第二 略〕	〔一 同上〕 イ 屋外を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。 ロ 屋内を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 〔(1)・(2) 同上〕 〔新設〕 〔二 同上〕 イ 屋外を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 〔(1)・(2) 同上〕 ロ 屋内を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四十八デシベルを超える場合には、全国とする。 〔新設〕				
別表第三 <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>北海道</td><td>北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、松前郡松前町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二世郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町</td></tr> </table>	都道府県	市町村	北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、松前郡松前町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二世郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町	〔別表第一・別表第二 同上〕 〔新設〕
都道府県	市町村				
北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、松前郡松前町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二世郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町				

別表第四

地方	網
北海道東 岸（納沙 布岬く厚 岸湾）	領海及び接続水域に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百十号）別表第一の一の項に掲げる網
北海道西 岸（チキ ウ岬く宗	

	斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、幌泉郡えりも町及び野付郡別海町
青森県	むつ市、下北郡大間町及び下北郡佐井村
岩手県	宮古市及び下閉伊郡岩泉町
秋田県	男鹿市
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市及び珠洲市
静岡県	磐田市、掛川市、袋井市及び御前崎市
三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町
和歌山県	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡串本町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市及び江津市
山口県	萩市
福岡県	福岡市及び糸島市
長崎県	対馬市及び老岐市
宮崎県	串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町及び大島郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町及び島尻郡八重瀬町

〔新設〕

別表第五	北海道	市町村	函館市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡不古内町、二世郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、興尻郡興尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、野付郡別海町、標津郡標津町及び目梨郡羅臼町
	都道府県	市町村	
	南西諸島（沖縄群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の七の項及び八の項に掲げる線	
	南西諸島（奄美群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の六の項に掲げる線	
	九州西岸（都井岬、鳥屋鼻）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の九の項に掲げるイの点（都井岬南東端）からホの点（湯瀬南端）まで及びソの点（白瀬北端）からヲの点（鳥屋鼻北端）までをそれぞれ順次結んだ線	
	九州北岸（対馬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の十の項に掲げる線	
	本州南岸（野島崎、御前崎）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の三の項に掲げるベの点と二の点（御前崎南端）を結んだ線	
	本州北西岸北部（能登半島、下北半島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の十二の項に掲げるイの点（猿山岬西端）とロの点（榑倉島西端）を結んだ線、ヘの点（榑倉島北東端）からホの点（佐渡島春日岬西端）までを順次結んだ線、ヘの点（佐渡島彈崎北端）とトの点（粟島鳥崎北西方のエン貝グリ北端）を結んだ線、チの点からヲの点（大間崎北方の弁天島北西端）までを順次結んだ線及びリの点（大間崎北方の弁天島東端）とカの点（尻屋崎北端）を結んだ線	
	本州東岸（三陸海岸）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の二の項に掲げるイの点（弁天鼻半島南端）からリまでの点までを順次結んだ線	
	谷岬）	の点（種島西端）からマの点（宗谷岬北端）までをそれぞれ順次結んだ線	

「新設」

別表第六 北海道東 岸（納沙 布岬く厚	地 方	線
	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の一の項に掲げる線	
別表第六	青 森 県	むつ市、西津軽郡深浦町、下北郡大間町、下北郡風間浦村及び下北郡佐井村
	岩 手 県	宮古市、久慈市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村及び九戸郡野田村
	秋 田 県	能代市、男鹿市、山本郡三種町及び山本郡八峰町
	新 潟 県	佐渡市
	石 川 県	輪島市及び珠洲市
	静 岡 県	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市及び牧之原市
	愛 知 県	豊橋市
	三 重 県	尾鷲市、熊野市、南牟婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町
	和 歌 山 県	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡串本町
	島 根 県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市及び江津市
	山 口 県	萩市及び阿武郡阿武町
	福 岡 県	福岡市、宗像市及び糸島市
	長 崎 県	対馬市及び壱岐市
	宮 崎 県	日南市及び串間市
	鹿 児 島 県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町及び大島郡与論町
	沖 縄 県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町及び島尻郡八重瀬町

〔新設〕

岸 湾)	
北 海 道 西 岸 (チキ ウ 岬) 宗 谷 岬)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の十三の項に掲げるイの点 (チキウ岬南端) からヨの点 (松前大島難波岬南端) まで、タの点 (松前 大島西北西端) からネの点 (神威岬北西方のメノコ岩北西端) まで及びラ の点からマの点 (宗谷岬北端) までをそれぞれ順次結んだ線
本 州 東 岸 (三 陸 海 岸)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の二の項に掲げるイの点 (弁天鼻半島南端) からリ の点までを順次結んだ線
本 州 北 西 岸 北 部 (能 登 半 島 ウ 下 北 半 島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の十二の項に掲げるイの点 (猿山岬西端) とロの点 (軸倉島西端) を結んだ線、ヘの点 (軸倉島北東 端) からホの点 (佐渡島春日岬西端) までを順次結んだ線、への点 (佐渡 島弾埼北端) とトの点 (栗島島埼北西方のエン貝グリ北端) を結んだ線、 チの点からヲの点 (大間埼北方の弁天島北西端) までを順次結んだ線及び リ の点 (大間埼北方の弁天島東端) とカ の点 (尻屋埼北端) を結んだ線
本 州 南 岸 (野 島 埼 ウ 御 前 埼)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の三の項に掲げるヘの点と ニの点 (御前埼南端) を結んだ線
九 州 北 岸 (対 馬)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の十の項に掲げる線
九 州 西 岸 (都 井 岬 ウ 鳥 屋 鼻)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の九の項に掲げるイの点 (都井岬南東端) からホの点 (湯瀬南端) まで及びソの点 (白瀬北端) から ヲの点 (鳥屋鼻北端) までをそれぞれ順次結んだ線
南 西 諸 島 (奄 美 群 島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の六の項に掲げる線
南 西 諸 島 (沖 縄 群 島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第一の七の項及び八の項に掲げ る線
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

